【2023年度版】2023年5月2日発行

※青文字部分：前回からの修正部分。５月８日から運用

保護者各位

成蹊小学校

体調不良時の出欠席について

体調不良時は、感染症の拡大予防のため下記の対応にご協力をお願いいたします。なお、感染症の流行状況によって随時変更いたしますこと、ご了承ください。

※　赤字は、特に気をつけていただきたい箇所となります。

＜出席停止の目安＞

1. 本人に、喉の痛み・咳・嘔吐・下痢などの風邪症状や、37.5℃以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）・息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚・味覚障害がある場合
   ※　検査で陰性の場合でも、症状がある場合は自宅休養とする
2. 同居家族に37.5℃以上の発熱がある場合
   ※　同居家族とは、年齢問わず一緒に生活している家族全員を対象とする
3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合
   ※　同居家族が新型コロナウイル感染症と診断された場合は、本人に症状がなければ登校可能とする。ただし、同居家族が発熱している間、登校時はマスク着用を推奨する。感染者の発症日を0日として7日目までは発症する可能性があるため、自身の健康観察と感染対策を行う。
4. ~~新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合~~
5. インフルエンザと診断された場合
   ※　同居家族がインフルエンザと診断された場合は、本人に症状がなければ登校可能とする。ただし、同居家族が発熱している間、登校時はマスク着用を推奨する。
6. 上記以外の「学校保健安全法施行規則」に規定されている「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合や、罹患の疑いがある場合
7. 持病による感染予防のための自宅待機、感染に対する不安が強いため自宅待機をする場合
8. 児童が新型コロナワクチン接種後に副反応が出た、もしくは副反応が出る可能性があるため、念のため休養する場合

＜登校の目安＞

1. 「出席停止の目安3・~~4~~・5」の感染症と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、所定の期間休養とする
   休養期間の詳細はp３以降の<新型コロナウイルスの感染者と診断された場合＞＜インフルエンザと診断された場合＞を参照
2. 「出席停止の目安１・２」の場合、下記の通りとする。
   ※　検査が陰性の場合でも、症状がある場合は自宅休養、または医師の判断を得ることとする
   ①　本人の症状が消失した場合に登校。ただし、本人と同居家族に37.5度以上の発熱があった場合は、下記②と③の通りとする。
   ②　本人に37.5度以上の発熱があった場合
   医師から登校を許可する登校許可証を得たら登校（新型コロナウイル感染症やインフルエンザなどの感染症が否定され、症状の治癒または感染の恐れが無いため登校可能と認められた状況）

③　同居家族に 37.5 度以上の発熱があった場合

医師より、同居家族の発熱者に新型コロナウイル感染症などの感染性はないため、本人の登校を許可された場合は登校可能とする。ただし、同居家族が発熱している間、登校時はマスク着用を推奨する。

※ 検査実施有無は医師が診察時に総合的に判断するため、医師の判断に委ねる。

3.　「出席停止の目安６」の場合、各感染症の対応に準じる

詳細は、ホームページ「在校生のみなさん」のページ下部に掲載「感染症による出席停止と登校許可証について」参照

＜登校時の提出書類＞

登校時、下記の書類を保健室に提出。書類は、小学校ホームページ「在校生の皆さん」の下部に掲載中

※　書類が無い場合は、下校となる場合がある。また、出席停止扱いではなく欠席扱いとなる。

1. 新型コロナウイルスの感染者と診断された場合
   - 保護者記載の「健康観察報告書（出席停止措置願）」を提出
2. インフルエンザと診断された場合
   - 保護者記載の「健康観察報告書（出席停止措置願）」提出
3. 本人に 37.5℃以上の発熱があり、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが否定され登校する場合
   - 医師記載の「登校許可証」を提出。ホームページ「感染症による出席停止と登校許可証について」の書類を提出
4. ＜出席停止の目安＞６に該当する場合
   - 医師記載の「登校許可証」を提出。ホームページ「感染症による出席停止と登校許可証について」の書類を提出
5. 上記以外の場合（同居家族に 37.5 度以上の発熱があった場合も含む）
   - 保護者記載の「健康観察報告書（出席停止措置願）」を提出
   - 同居家族に 37.5 度以上の発熱があった場合、医師から許可された旨を記載して提出

＜学校への連絡方法＞

- 当日８：15 までにコンパスの欠席申請「コメント欄」に欠席理由を入力し連絡
- コンパスは前日 15：00 から入力可能。８：15 以降に入力する場合は、事務室へ連絡。
- 新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ陽性の場合は、下記内容を「コメント欄」に入力

① 感染症の判明時

1.発症日　2.症状　3.登校予定日

※土日祝日に感染が判明した場合、学校がある平日の出欠席に入力（学校は、登校日のみコンパスを確認しているため）。

② 翌日からの欠席時

学校がある登校日は毎朝「コロナ陽性者のため〇日まで欠席」などを入力

③ コンパスの入力可能時間外に「感染症」の診断が判明した場合

保健室に電話連絡（電話番号：0422－37－3844）※平日 8：00-17：00 対応

＜新型コロナウイルの感染者と診断された場合＞

I.　休養期間　※2023 年 5 月 2 日時点の情報。基本的に医療機関、保健所の指示に従う

【感染者】

・　発症日を 0 日として、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 24 時間を経過するまで休養

・　無症状で検査のみ陽性となった場合は、検査日を 0 日として翌日から 5 日を経過するまで休養

※ただし、10 日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、マスクの着用を推奨する

【濃厚接触者】

・　これまでの「濃厚接触者」としての扱い、行動制限はなくなる。

・　同居家族が感染者となった場合や、感染対策を行わずに飲食を共にした場合などは、感染のリスクが高い。感染者の発症日を 0 日として 7 日目までは発症する可能性があるため、自身の健康観察とマスク着用などの感染対策を行う。特に、同居家族が発熱している間、登校時はマスク着用を推奨する。

・　同居家族が感染した場合、可能であれば感染者と部屋をわけ、食事は別に摂る、家の中でもマスクを着用するなど、家庭内でも感染対策を心がける。

＜インフルエンザと診断された場合＞

I.　本人がインフルエンザと診断された場合

インフルエンザは解熱後もウイルスが排出されるため、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで出席停止」となる（下図を参照）

- 発症日を 0 日目とする
- 症状や経過は個人で異なるので、状況に応じてかかりつけの医師に相談

		発症日 0日目	発症後5日を経過					発症後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後 1日目に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例2	発症後 2日目に解熱 した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例3	発症後 3日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例4	発症後 4日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○	
例5	発症後 5日目に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○

II.　同居家族がインフルエンザと診断された場合

本人に症状がなければ登校可能とする。ただし、同居家族が発熱している間、登校時はマスク着用を推奨。